

### 3 志賀 昇 議員

- 1 財政運営について
- 2 岩内町総合計画について
- 3 岩内町史発刊について



#### 1 財政運営について

岩内町の一般会計予算は、本年度71億6,000万円の計上で、対前年度の当初予算と比較しますと、2億6,000万円の減額になっていること、さらに、平成29年度予算から比較しますと、5億2,000万円の減少となっており、岩内町予算は年々減少傾向にあり、このことは、町の経済に大きく影響して来るもので、今後益々人口減少や閉店・店じまいが加速することが予測されることから、思い切った経済対策が必要と思われまますので、次の点についてお伺いいたします。

1 項めは、行政評価システムは、平成31年度までに、義務的な事業を除いた全事業に実施するとし、予算に反映させるとしているが、取り組み状況とその成果についてお伺いいたします。

2 項めは、健全な財政運営を努めるとしてはありますが、地方債残高は平成29年度予算においては約106億800万円であり、平成30年、31年と減少傾向にはありますが、本年度の公債費は、元金・利子合わせて約10億6,800万円となっており、地方債の返済は重くのしかかっており、今後の財政運営にどのように影響してくるのか、また、今後の中・長期計画を示すべきと思いますが伺いいたします。

3 項目めは、財政運営の中でも、人件費の割合が大きくかかわってくるもので、本町のラスパイレス指数の状況で、過去15年間のうち、5年ごとの数値及び、今後の傾向と現状認識についてお伺いいたします。

4 項目めは、財源確保のため、様々な観点から、取り組まれておりますが、平成29年3月1日に策定された、町税等滞納処分事務取扱要綱の取り組みと、効果についてお伺いいたします。

5 項めは、財政運営の中でも、歳入確保が厳しい状況においては、過去に実施した、行政改革も視野に入れた取り組みの時期が来ていると思うが、いかがお考えかお伺いいたします。

**【答 弁】**  
**町 長：**

財政運営について5項目のご質問であります。

1項めは、行政評価システムは、平成31年度までに義務的な事業を除いた全事業に実施するとし、予算に反映させるとしているが、取組状況とその成果についてであります。

行政評価システムにつきましては、平成29年度予算から各担当所管でモデル事業を選定し導入しており、3か年で義務的事业を除く全事業で実施するよう、現在取り進めております。

その取組状況につきましては、各年度終了後に各担当所管での1次評価後、副町長及び各部長等による2次評価を行い、その評価に基づき、各担当所管で必要に応じて改善などを加え、事業を進めているところであります。

その主な成果といたしましては、導入初年度であるため、実施した事業数が少ないことや、着手しやすい事業を選定したことなどから、今後において成果が現れてくるものと思われませんが、今年度の予算では、町道維持管理事業の事務事業評価において、財源投入を拡大するとして評価結果を受け、大幅に予算額を増額したところであります。

2項めは、健全な財政運営に努めるとしてはありますが、地方債残高は平成29年度においては106億800万円であり、本年度の公債費は、元金・利子合わせて10億6,800万円と返済は重くのしかかっており、今後の財政運営にどのように影響してくるのか、また、今後の中・長期計画を示すべきではについてであります。

平成30年度末での地方債の残高は、104億2,000万円となっており、今年度の予算においては、その地方債の償還にあたり、元金と利子を合わせて約10億6,600万円を予算計上しております。

この地方債の残高が、今後の財政運営に与える影響については、予算編成時に歳出予算に占める公債費の割合が高くなることから、各施策に対しての予算配分を弾力的に行うことが難しくなりますが、一方では、普通交付税の基準財政需要額に一定割合が算入される過疎対策事業債などを中心に借り入れしていることから、歳入においては一定程度、普通交付税で措置される状況にもあります。

しかしながら、この普通交付税におきましては、人口減少などの影響により、特殊要素がない限りは、今後も減少傾向で推移していく見通しであるため、それらを見据えた中で、後世への負担も充分考慮し計画的に地方債の借り入れを進める必要があります。

こうしたことから、今年度において現実ベースに近い新たな視点を取り入れた、中・長期的な財政計画を策定することとしておりますので、今後におきましては、その計画などを充分活用した中で、より計画的かつ適正な財政運営が図られるよう努めてまいります。

3項めは、過去15年間のうち、5年ごとのラスパイレス指数の数値及び、今後の傾向と現状認識についてであります。

ラスパイレス指数については、地方公務員と国家公務員の平均給与額を、国家公務員の職員構成を基準として、一般行政職における学歴別、経験年数別に比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示した指数であります。

このラスパイレス指数の直近15年間における5年ごとの数値といたしましては、平成15年度は97.9、平成20年度は95.3、平成25年度は103.0、平成30年度は96.6となっており、東日本大震災発生に関連し、時限立法として国家公務員の給与が減額された平成25年度指数を除き、この15年間は概ね95から97台で推移してきているところであります。

次に、人件費が算出基礎となるラスパイレス指数の傾向についてであります。人件費に係る現状として、直近15年間の比較では、職員数が45人の減、平均年齢も4歳から5歳程度下がっていること、また、これらに伴い人件費総額も約3億2,000万円程度縮小されておりますが、ラスパイレス指数そのものにつきましては、あくまでも国家公務員の職員構成を基準とした対比数値であることから、本町における職員数等の動向のみをもって指数の推移を推計することは難しいものと考えております。

いずれにいたしましても、ラスパイレス指数につきましては、近年多く見られる早期退職者の今後の動向のほか、再任用希望者及び、既に国において本格的な検討作業に入っている、定年延長及び役職定年制の導入の動向などにより、今後の数値にも大きな影響をもたらすことが予測されるため、町といたしましては、これらの動向も注視しながら、引き続き、適正な人事管理に努めてまいりたいと考えております。

4項めは、町税等滞納処分事務取扱要綱の取り組みと効果についてであります。

平成29年3月1日に策定した岩内町町税等滞納処分事務取扱要綱は、地方税法及び国税徴収法の規定に基づき、徴税吏員が滞納者へ行う催告、質問検査権の行使並びに一連の滞納処分を行うにあたって、納税者からの誤解や批判を受けるとのならないよう公平性を確保し、業務を円滑に行うことを目的として策定したものであります。

現在、この要綱に基づき、滞納者の担税力を充分に見極めた上で、差押えなどの滞納処分を実施しているところであります。

滞納処分の実績としては、平成29年度においては、所得税還付金74件、預貯金4件、給与9件など94件の差押えを行い、約330万円を徴収し、平成30年度では、所得税還付金75件、預貯金35件、給与39件、動産2件など156件の差押えを行い、約820万円を徴収しており、前年と比較して件数で約1.7倍、徴収金額で約2.5倍の増加となっております。

今後の滞納処分につきましても、要綱を順守し、これまでと同様に実施するとともに、さらに捜索による動産の差押えも活用し、得られた差押え物件を、後志合同公売会への出品、インターネット公売の活用により換価を行い、滞納税額の減少を図ってまいります。

5項めは、財政運営の中でも、歳入確保が厳しい状況においては、過去に実施した行政改革も視野に入れた取組の時期が来ていると思うが、いかがお考えかについてであります。

行政改革につきましては、直近では平成18年3月に岩内町新行政改革大綱を策定しており、平成18年度から平成22年度までの5年間を目途として順次可能なものから見直しなどに着手しております。

また、その期間以降につきましても、必要に応じて継続的な取組を進めてきたものの、一定程度の期間が経過していることや、現状の厳しい財政状況などを踏まえ、新たな行政改革の検討も必要な時期であると考えております。

いずれにいたしましても、町の人口減少が進む中、その人口規模に見合った効果的かつ効率的な財政運営への転換が急務であるため、中・長期的な視点に立った持続可能な財政運営への構築に努めてまいりたいと考えております。

## 2 岩内町総合計画について

岩内町総合計画は、町づくりの指針となる、最上位計画であり、今日まで数次に渡り樹立され、取り組まれてまいりましたが、この計画は指針・目標となるもので町民にとっては、重要なものとして、最も関心の深い計画となっております。

このような状況の中、いままでに何回か、総合計画の策定について質問されておりますが、その答弁内容は地方自治法の一部を改正する法律が施行され、基本構想策定に係る、法的義務が削除されたことから、真に必要なかつ有効な総合計画のあり方が問われていることと、町の進むべき方向性については、毎年度町政執行方針により示されていること、さらには、各分野の個別計画や過疎計画を見直すことで、時代の変化に即した、まちづくりが実現出来ると考えているとしておりますので次の点についてお伺いいたします。

総合計画は、法的義務がないとされておりますが、近隣町村では、町民にわかりやすい方向性の目標・指針の計画として策定されておりますので、岩内町でも地方自治法にとらわれることなく、策定すべきと考えられますので、お伺いいたします。

2項目めは、毎年度示される、町政執行方針の中では、総合計画のような、全体的に網羅されたものとは、なっていないと思うが、お伺いいたします。

**【答 弁】**  
**町 長：**

岩内町総合計画について、2項目のご質問であります。

1項めは、岩内町でも地方自治法にとらわれることなく、総合計画を策定すべきと考えますがいかがか、についてであります。

町が進むべき方向性や指針・目標を町民に示す必要性や重要性は十分に理解しているところでありますが、社会・経済情勢が目まぐるしく変化する時代において様々な地域課題にスピード感をもって対応することが求められている中、従来踏襲型の事業展開に重点を置いた長期計画としてではなく、地域の課題解決と地域活力の維持・向上に高い効果を上げられる実際の効力を備えている計画であることが極めて重要であると認識しております。

したがいまして、総合計画という形のみにとらわれることなく、将来のまちづくりにとって最適な手法を選択するよう、引き続き、検討が必要と考えております。

2項めは、毎年度示される町政執行方針の中では、総合計画のような全体的に網羅されたものとはなっていないと思うがいかがか、についてであります。

毎年度、お示ししている町政執行方針では、事業の継続性と効果を勘案し、年度全般にわたる町政執行に対する私の基本方針と主要施策について所信を申し述べているところであります。

その予算計上の前提においては、各分野で策定する個別計画や過疎計画登載事業等を踏まえた総合的な視点から編成しているものであることから、町政全体を網羅した行政運営がなされているものと考えております。

### 3 岩内町史発刊について

私は、平成30年第3回定例会において、岩内町町史発刊について、質問しておりますが、この時点の答弁内容は、岩内町史発刊にむけて、これまでの進捗状況を踏まえ、早急にスケジュールの再構成とあわせて、職員の配置や有識者を含む、専門的な体制づくりを進めることが、重要と認識していることから、平成31年4月を目途に担当職員を配置したいと考えているとしており、本年4月に職員の配置を図り体制づくりを鋭意取り進めているところではありますが、次の点について、お伺いいたします。

今後の取り組みとスケジュールが節目の2020年を目途に発刊したいとしていましたが、発刊できるのかどうかお伺いいたします。

2、発刊の取り組み方法として、近年は直営方式と委託方式があると思うが、どちらの方式で取り組まれるのか、お伺いいたします。

**【答 弁】**  
**町 長：**

岩内町史発刊について、2項目のご質問であります。

1項めは、今後の取り組みとスケジュールが節目の2020年を目途に発刊したいとしていましたが、発刊できるかどうか、についてであります。

岩内町史の発刊につきましては、本年4月に、専任の職員を配置し、発刊に向け、専任体制での第一歩を踏み出したところであります。

現在、町が保有する資料や書籍等の確認と分類を行い、目録づくりを行っておりますが、資料にかかる準備作業だけでも相当の時間を要することが見込まれるため、2020年の発刊は困難と判断しているところであります。

2項めは、発刊の取り組み方法として、近年は直営方式と委託方式があると思うが、どちらの方式で取り組まれるか、についてであります。

岩内町史の発刊までには、資料収集、分類整理、章立て、執筆、入力、校正といった、様々な作業が想定されます。

すべて直営で行うか、すべて委託するか、また、一部委託とした場合、印刷・製本を除いた、資料の収集・整理から、執筆といった作業の、どの部分を委託するのかといった、手法の選択肢がでてまいります。

先に実施した、他の自治体へのアンケートにおきましても、それぞれの自治体により異なっており、結果として、予算や地域の学識経験者、有識者の存在によるところが大きいと伺っております。

したがいまして、町史の作成にあたっては、基本方針、編さん方針を決定したうえで、全体スケジュールや、策定する体制、予算などを検討するなかで、発刊の手法について、選択してまいりたいと考えております。